



国家戦略特区を活用した 「待機児童解消策」の提案

平成28年11月24日

大阪府・大阪市

国家戦略特区を活用した「待機児童解消策」の提案

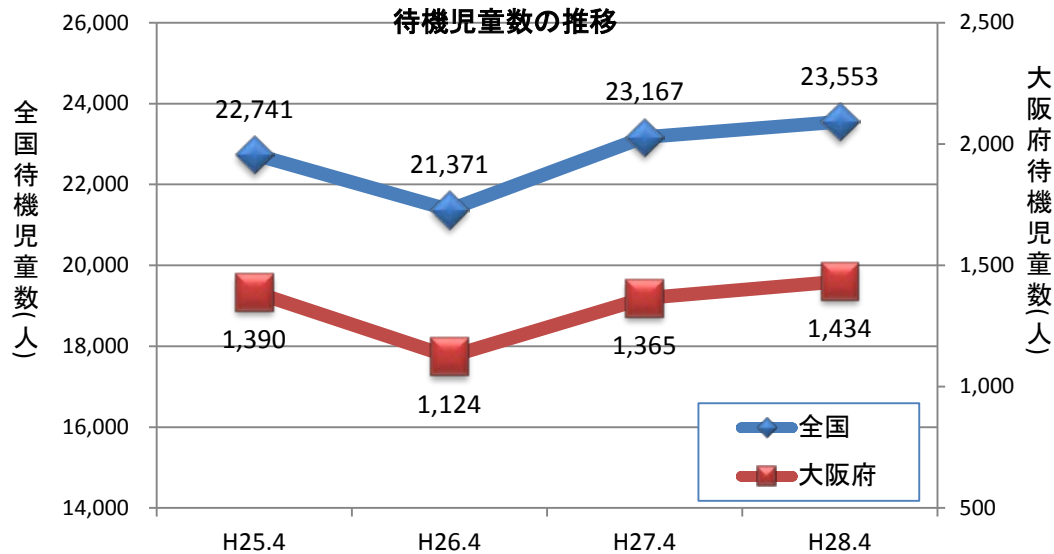
－ 目 次 －

1. 府域の現状	…	1
2. 平成28年5月段階の提案	…	2
3. 今回の具体的提案		
① 「保育支援員」の創設	…	3
② 保育に従事する人員の配置基準の緩和	…	6
③ 保育所等の面積基準の緩和	…	8
④ その他採光などの設置基準の緩和	…	9
⑤ 「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」	…	10

1. 府域の現状

○府内待機児童数の状況

- ・ 保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加。



待機児童解消への取組み

(1) 保育の量的拡大

⇒ 保育所整備、認定こども園への移行支援等を実施

(2) 既存ストックの活用

⇒ 府営住宅や小学校空き教室の活用

(3) 保育士確保・処遇改善

⇒ 地域限定保育士試験の実施等

(4) 同一労働同一賃金に向けた取組み (大阪市)

⇒ 公立保育所の保育士給料表の新設等

○保育サービスを支える人材確保の状況

- ・ 保育士の有効求人倍率 約2倍 (全国平均、大阪府) 最大約5倍 (東京都) H27.11)
- ・ 約8割の保育園が「5年前と比較し保育士確保が困難」 (H26.1大阪府)
- ・ 今後、H29年度には約7.4万人 (全国)、約1,500人 (大阪府) の保育士・保育教諭が不足
大阪府では、潜在保育士の活用、国家戦略特別区域限定保育士試験などにより確保を目指す
一億総活躍社会の実現に向けた保育の受入枠の拡大等によりさらなる確保が必要

2. 平成28年5月段階の提案

【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定

- ① 保育に従事する人員の配置基準
- ② 保育所の面積基準
- ③ 採光等の基準

保育の受け皿拡大にあたり、現在は、保育士配置要件や面積基準などの「センターピン」がごとごとく自治体に裁量の余地がない「従うべき基準」。
特区内においては、待機児童解消のため、認可保育所の設置・運用にかかるすべての要素について、自治体の判断と責任で決定できるようにしたい。

【提案2】 特区内における「准保育士（仮称）」の創設

保育の現場で多様な人材が「保育士」と協働することで、保育の量の拡大と保育の質の確保をめざす。そのため、「保育士」をサポートする多様な人材のひとつとして、特区内限定版の「准保育士（仮称）」を創設し、「提案1」の人員配置基準内に位置づけたい。

【提案3】 保育にかかる情報公開、ガバナンス改革

「保育の質の担保」「保育士の処遇改善」を図るため、保育所を運営するすべての法人（社会福祉法人・株式会社など）に対する情報公開、ガバナンス改革を徹底する。

3. 今回の提案 ① 「保育支援員」の創設

○大阪府子ども施策審議会新たな保育人材のあり方検討部会

目的：新たな保育人材のあり方や養成方法を検討

<委員構成>

開催状況：

第1回目会議：平成28年7月27日（水）

第2回目会議：平成28年8月10日（水）

第3回目会議：平成28年10月27日（木）

平成28年11月7日

新たな保育人材のあり方に関して提言

小崎 恭弘	大阪教育大学教育学部教員養成課程 家政教育講座 准教授	専門委員
関川 芳孝	大阪府立大学地域保健学域 教育福祉学類長 教授	部会長 専門委員
鶴 宏史	武庫川女子大学文学部教育学科 准教授	専門委員
森田 信司	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 保育部会 副部会長	
山縣 文治	関西大学人間健康学部 教授	専門委員

●新たな保育人材の基本的な考え方

保育の質の確保・子どもの安全性の担保を最優先事項とした上で、

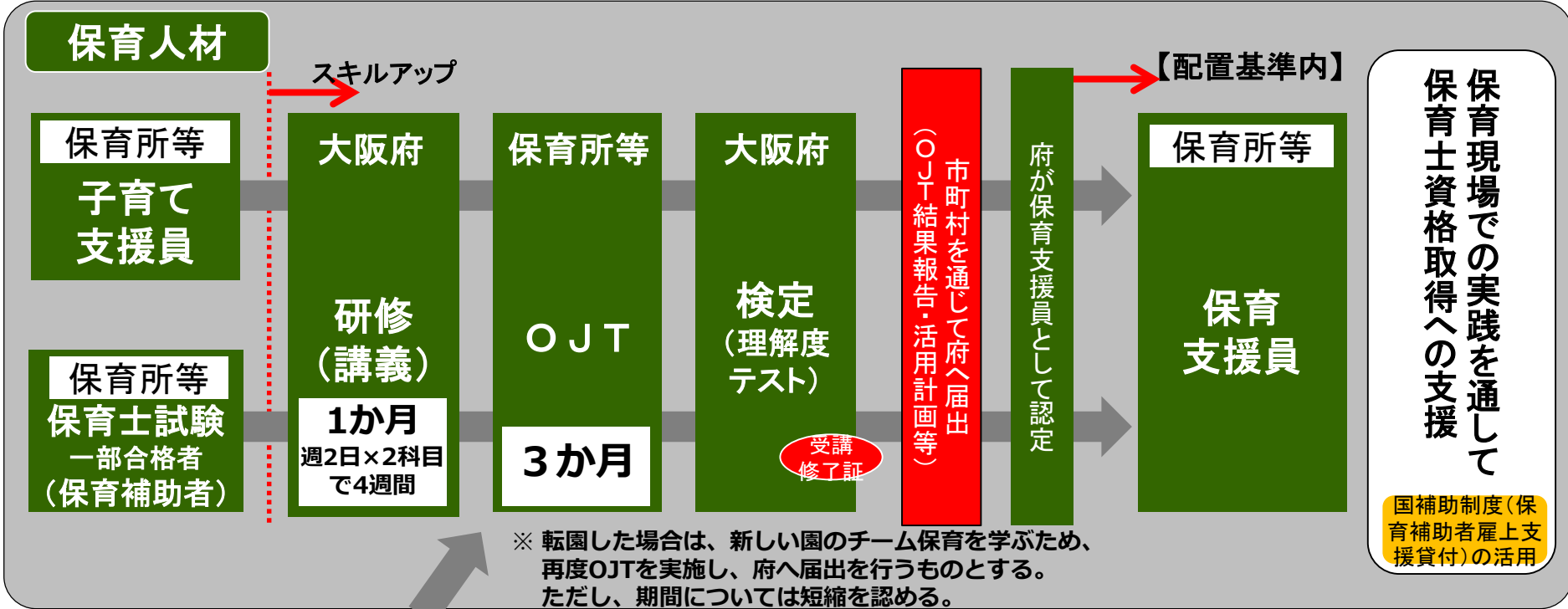
- (1) 保育の量的拡大、質の確保を同時に実現するため、チーム保育を推進する。
- (2) 保育士の勤務環境の改善と専門性の最大発揮が実現できるマネジメントが必要である。
- (3) 様々な能力を持つ人材に保育現場へ入ってもらうことにより、保育人材の裾野を広げるとともに、保育士資格の取得をめざす人を応援する。

提 案

職員配置基準内に位置付けられる保育人材として「保育支援員」を創設する

3. 今回の提案 ① 「保育支援員」の創設

○保育支援員の養成スキーム



※子育て支援員の養成状況

・府内における子育て支援員研修 (地域保育コース「地域型保育」) の修了者は平成28年度末で約1000人。

3. 今回の提案 ① 「保育支援員」の創設

○保育士業務の分解マトリックス図

※人材の育成と従事者間の連携をイメージし、業務の専門性を赤（濃い灰色）・ピンク（灰色）・白の3色のグラデーションで表示
 主たる担当者：
 主たる担当者と協働してその業務を担いうる者：



業務項目	主任保育士 マネジメント力の発揮	保育士 専門性の発揮	保育支援員 保育を強力にサポート	業務アシスタント 保育の側面支援
【指針第4章】 保育の計画及び評価	○保育課程作成	[Red bar]		
	○指導計画の作成 指導計画のうち短期的計画案の作成 入力・書類整理	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○保育要録の作成 保育要録の作成補助 入力・書類整理	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
【指針第5章】 健康及び安全	○自己評価の実施 取りまとめ	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○子どもの健康・発育発達状態の把握 入力	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○疾病等への対応 軽微なものへの対応 記録	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○午睡時の見守り 環境維持	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○虐待対応 予防・早期発見の対策	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○保育室等の衛生管理 遊具等の安全性確認 保育室・トイレ・プール・砂場等の清掃	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○食中毒の発生時の対応 衛生管理・食中毒の予防	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○事故防止及び安全対策の実施 マニュアル策定	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	○事故防止及び安全対策の実施 ヒヤリハット記録・事故ポイントの確認 入力	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
	【指針第6章】 保護者に対する支援	○保護者との連絡(連絡ノート等)	[Red bar]	[Pink bar]
○苦情対応		[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
○保護者との懇談・家庭訪問		[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
○地域における子育て支援 地域の子育て支援計画の立案		[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
○地域における子育て支援 地域貢献支援員(スマイルサポーター ※) 地域子ども子育て支援事業 行事見守り		[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]
【指針第7章】 職員の資質向上	○職員研修への参加・情報共有 研修プログラムの策定 スケジュール調整	[Red bar]	[Pink bar]	[White bar]

※ 地域貢献支援員(スマイルサポーター)は、5年以上の実務経験がある保育士で、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の養成研修を修了後、大阪府知事の認定を受け、育児のみならずDVや介護などといった地域の様々な相談に対応している。

3. 今回の提案 ② 保育に従事する人員の配置基準の緩和

対象

保育所・認定こども園

●現状

- ・厚生労働省は緊急対策として、平成28年4月から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を緩和し、保育所等における保育士配置要件の弾力化を実施。
- ・各時間帯における職員配置（第97条）は、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、1/3は幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭、そして「知事の認める者」の配置が可能。
- ・園全体における職員配置（第95・96条）は、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭は、基準上必要な人員として認められているが、「知事が認める者」が認められていない。

＜大阪府内の保育所等における幼稚園教諭等の活用状況 ※平成28年10月調査＞
7市町村 8園11人

●課題

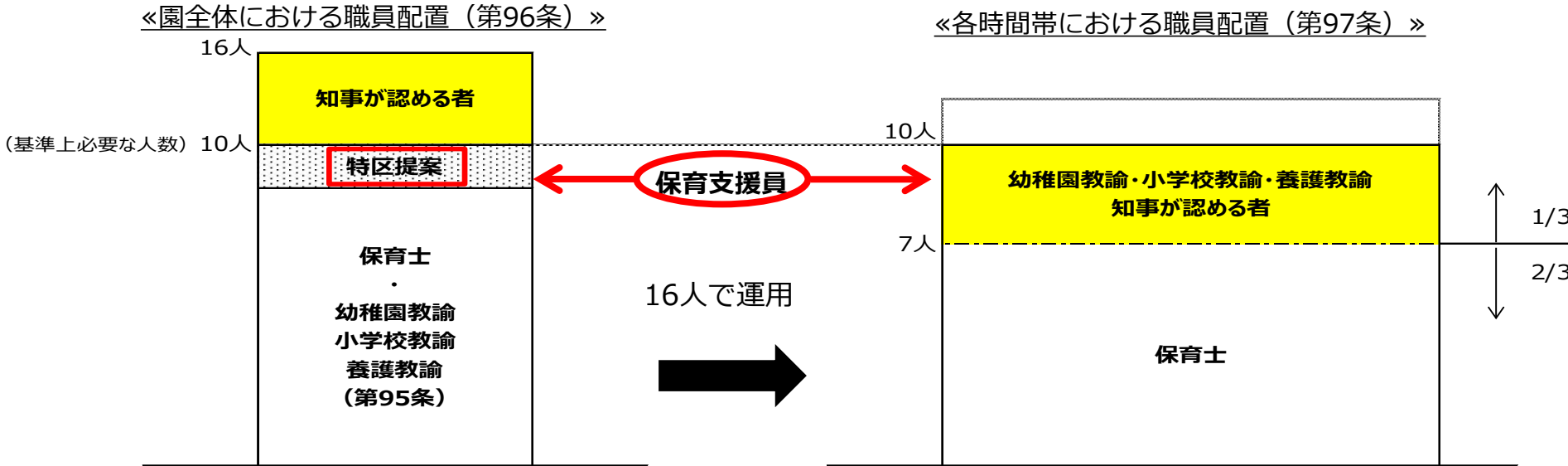
- ・第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士または幼稚園教諭等で「園全体における基準上必要な人員」を配置できなければ、子どもの受け入れを減らさざるを得ないケースが発生している。

3. 今回の提案 ② 保育に従事する人員の配置基準の緩和

対象
保育所・認定こども園

提案

・「保育支援員」の養成を前提に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第95条及び96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、「保育支援員」を位置づけていただきたい。



※配置基準内で「知事が認める者」の配置が認められていない

※配置基準内で「知事が認める者」の配置が認められている

3. 今回の提案 ③ 保育所等の面積基準の緩和

○ 保育所の居室の床面積基準に係る特例の改正

対象

保育所・認定こども園

● 現状

・ 面積基準は全国一律が原則であり、下記の①かつ②の要件を満たす場合に限り、面積要件の緩和が認められている。

① 前々年4月1日現在で待機児童100人以上

② 前々年1月1日現在で住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える

● 課題

- ・ 前々年の待機児童数を要件としているため、要件が実態とかい離している。
- ・ 都心部以外の新興住宅地においても、待機児童は増加している。

提 案

・ 面積基準の弾力化対象については、待機児童解消に取り組む市町村が自ら判断し、すべての年齢児を対象として保育室等の面積基準を 1.65m^2 若しくは 1.98m^2 に緩和できるようにしていただきたい。

・ 但し、安全性確保のため人材・スペース・設備の確保、安全観察等を義務付けるなどの対応策を講じることを検討する。

3. 今回の提案 ④ その他採光などの設置基準の緩和

対 象

保育所・認定こども園

●現状と課題

- ・賃貸物件を活用した保育所等整備が進む中、都市部を中心に保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。
- ・さらに、せっかく見つけた物件であっても、採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合がある。

提 案

- ・衛生及び安全の確保を前提として、採光基準などを緩和していただきたい。

3. 今回の提案 ⑤ 「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」

対象

保育所・認定こども園

○ 「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」への支援

● 現状と課題

- ・ 「保育の質」の確保に対する保護者からの要請が高まっている。
- ・ 「保育士処遇の改善」に対する社会的な要請が高まっている。

提 案

- ・ 情報公開・ガバナンス改革により、「保育の質の担保」「保育士の処遇改善」を図るため、今回提案させていただいた緩和策が適用される園に対し、府として、子ども・子育て支援法に基づき保育士処遇の情報公開などを求めていく。